

薪炭用雑木を採取する特権を持つていたが、他の部落は稗の採取をなし、小柴は鎌刈に限定され、道路の修理用材の伐採も小杉原の承諾を要し、各部落より毎年入会料として酒二升づつを小杉原に納め、稗刈区域を定めていた。明治十二年（一八七九）小杉原と那賀・南郷との間で入会地所有権の紛争を生じ、小杉原の所有が確認せられるとともに、以後は伏倉・宮内より米四俵、那賀・南郷よりは米二俵を毎年小杉原に納め、入会つて使用収益していた。すなわち原野は稗採取を主とし非生産的な利用状態であつた。それで中川村は部落有林野を村有に整理統一する気運に乘じ、入会地の解消を部落に協議したが、容易に纏まらず、回を重ね、結局四部落の必要とする地域を適当に評価し、その半額（一反歩二四五十銭）で小杉原が売却することに決定し、大正四年（一九一五）入会地の解決をみた。

中川村小杉原地内入会地売却

売却先	原野面積	代金	残存面積	備考
松崎町	二二三一・二二	一一一・三五〇		
中川村	九〇〇〇〇	四五〇〇〇		小杉原林野面積
計	一一一三一・二二	一五六・三五〇	三三六・一一一	六四町九三〇三

松崎町の所有に帰属した二二町三一畝二二歩は、大正四年町にて造林し、中川村に移つた九町歩は、那賀および南郷に公課相当の使用料を納めしめて使用を許し、小杉原分は大正五年当時はなお部落有であつた。その他仁科村、上河津村の各部落有林野を村に整理統一した実例は資料二二三に詳記されているから参照されたい（資二二三）。

Ⅹ 利用・生産

(36) 官林の利用 (資五九七一・六〇五・六〇七・六〇八)

(イ) 御用材 (船艦材)

明治七年（一八七四）に天城山で行われた軍艦天城の建造材の伐採は、一時的のものであつたが、この事業は、従来ほとんど立木処分によつて官林の払下が行われていたので、官行事業（直営生産事業）の有利な点を示唆する契機となり、国庫収入の要請が急であつた当時の背景もあつて、九年三月に木曾山林の官行伐採が開始され、青森・秋田・静岡県門桁山等に官行事業が行われるようになった。この点において天城山官林の船艦材伐採は意義があつた。（文一二）しかし、官行事業は間もなく一般に廃止された。

軍艦天城は、天城山より艦材を伐出して造船したので命名されたものである。木材の伐出は明治六、七年（一八七三）で、造船は横須賀造船所で行われ、起工は八年九月九日、進水は十年三月十三日、竣工は十一年（一八七八）四月三日である。艦材は、狩野川本流筋宇滝之平、大覚坊・伴二郎・小嶽官林より伐木し、樺の丸太一尺、金十一銭（附加税共）にて山附八カ村で請負い、伐出搬出した。（資五九七、五九八）。

(ロ) 伐採と眞加植裁

明治十二年（一八七九）仁科口、白川入で、御制木樅（周囲四一八尺廻）四一本の枯損木の払下げあり、その際買受人は伐採跡地に杉苗木二〇〇本を植栽し、補植まで責任をもつ附帯条件であつた。明治十二年にいたるも幕府時代同様樅を御制木とす、眞加植裁が義務つけられていたことは、幕府時代の思想と慣行が残つていたことが察せられる（資五九九）。

注 明治二七―三〇年ごろ御料林各所に行われたスギ献植は、この冥加植栽より十数年後のことであつて、異質のものと思われる。

(イ) 天城山官林林木払い下げ事件

明治五年天城山官林山附五カ村は、他に転売しない条件で製炭用原木の払下げを申請し、許可をえたところすぐ取り消された事件があつた。この資料は地元村民としては稼業用として生活上必須のものであつたので、強く要求したが、当時の政府は、富国強兵政策の一環として天城山の巨木は、軍需材、船艦材として保存すべきであるとの見解で中止したのであつた。

すなわち地理局や海軍省が再三にわたつて天城山の山林調査を行い、後軍艦天城の艦材を天城山に求めたことが思い合わせられる。

(ロ) 開拓と官林払下げ

明治元年（一八六八）政府は関東諸県に産業奨励のため一万両づつ貸付金を交付した。静岡県はその方針により、村々の郷山・百姓山などの開墾・植林・畜産・養蚕・製茶等を奨励し、開拓願書を受理し、政府より三万両の奨励貸付金を増額して、これに備えた。資料より官林の払下による開墾希望地・面積などを表示すると、（資六〇〇）

種類	開墾見込面積	位置
天城山官林	八二町四〇〇〇	田方郡湯ヶ島村（三〇町〇〇）市山村（一町五〇） 加茂郡架本村（一三町八〇）松崎村組合（三〇町〇〇） 那賀郡大沢里村・中村（七町一〇）明治二年出願

社寺上地官林	一五二町六〇〇〇	田方郡玉沢妙法華寺上地林
社寺上地官林	外二二・三七〇九	住職出願にて十カ年間ニ開墾予定（明治四年出願）
私有林	三・八九二五	加茂郡見高村字長野林上地林（明治三年出願） 加茂郡十七カ村君沢郡十三カ村、田方郡九カ村出願あるも面積不祥 （明治二年出願）（資六〇〇）

注 これ等の開墾希望地が貸地となり、明治二〇年代の杉献植に関係するかどうか不詳である。

(ハ) その他

ミツマタ・茶栽培地の払下―那賀郡大沢里村依田佐二平は、明治二年（一八六九）官地内に予約開墾の許可を得て三年より六年まで四年間自費開墾し、ミツマタ・茶を栽培してきた。

それで栽培地二町八九畝〇四歩の払下げを出願している（資六〇五）

御料地への地上権―御料地に対する地上権の設定は、明治三八年（一九〇五）設定のもの一件あるのみで次にかけた。（文九）

御料地に設定せる地上権（昭和十二年十二月末現在）

位置	面積	期間	料金	設定目的	地上権者
田方郡上狩野村		明治三八年	無料	竹林所有	川島滝蔵
大字湯ヶ島八九二二六二町三四〇六番ノ二		一月より六〇年間			外一名

備考 土地は元世伝御料地現在普通御料地である（文九）

(37) 木材生産 (資六一〇一六一九)

(1) 御料林の伐採
 明治十九年(一八八六)大小林区制が公布されたころでも、林業は揺籃時代であつて、二〇年代(一八八七-九六)は国有林の払下には撤出設備が先行する関係もあつて、豪商が払下げを引きうけて活動した時代である。大倉組はその典型的なものといひうる。

大倉組は元静岡大林区署と契約し、狩野川本谷入りの外二カ所の御料林にて、明治二十四年より三十四年(一九〇二)まで一カ年間毎年三万尺、引きつづき田方郡御料林にて三十五年(一九〇三)より四三年(一九一〇)まで向九カ年間毎年二万五千尺、加茂郡御料林にて、三十七年(一九〇四)より四三年まで七カ年間毎年一万五千尺、計毎年四万尺のモミ・ツガの継続予約払下を受けていた。

また、落合金次郎は、明治二十年(一八八九)より三六年まで一五カ年間本谷入の天城山御料林で毎年一万三千尺、茶箱・荷箱・経木用材として継続予約払下を受けて実行中、三二年九月権利を大倉組に譲渡した。つぎに資料にあらわれている御料林の伐採量は、明治二十年代(一八九二-一八九六)と大正初期(一九〇九-一九一六、一九一七)のものに過ぎないが次にかかげた。(資六一一〇六一四)

明治二十年代・大正初期ごろの御料林伐採量並に被害量表 (資六一二・六一三・六一四)

年次	伐		採		損		害			
	総数	用材	薪炭材	総数	盗伐	誤伐(壇伐)	焼木	枯損(過傷)	風折(水害)	その他
明治	△二五	110,271	9,945	110,172	1,984	1	1,910	53	21	
	△二六	2,853	7,570	2,846	3,672	534	47	306	1	
	△二七	8,924	11,110	8,812	2,284	32	1,072	130	1	
	△二八	1,943	1,059	1,837	1,369	4	1,305	36	1	
	△二九	6,768	1,984	6,569	9,409	8	6,453	136	1	
	二九	6,722	1,398	6,582	1,909	17	6,507	282	1	
	四二	7,408	1,084	7,299	1,414	98	4,059	566	3	

年次	針葉樹		広葉樹		薪炭材		竹		広葉樹竹計		総計
	材積	価格	面積	材積	価格	材積(柳)	価格	価格	価格		
大正五	3,631	1,496	2,273	2,036	1,819	6,874	766	1,666	2,630	4,099	8,937
六	3,288	3,022	2,260	2,698	3,740	5,047	1,546	2,062	4,915	4,099	8,937

△印は著名な御料林のみ集計したもの (静岡県統計書) (資六一一〇六一四)

(四) 民有林の伐採量
 民有林の伐採量については資料がなく大正元年(一九一二年)、一三年(一九二五年)の統計のみである(資六一五)。

民有林伐採量

13年	元		大正年度		材積	価額	材積	価額	面積	材積	価額	材積	価額	材積	価額	材積	価額
	田方	加茂	田方	加茂													
一四九五	四三七六	二二二五六	二五二七四	一一四四九二	石	円	石	円	反	材積	円	材積	円	材積	円	材積	円
一四九五一	四三七六三	二二二五六	二五二七四	一一四四九二						五六九六一	二二七八四四	四四五四五	一六二五八	三七五〇二	四三九七八〇	三九六三〇	六三六六二
三二〇九七	二三八九九五	八八八五〇	一八〇三	九七六三						四一六二	三三〇八二	二七九四三	一〇九八五	四三九七八〇	三九六三〇	四三九七八〇	三九六三〇
六二二二	四二二	一八〇三	一八〇三	九七六三						八八四四五	七〇七八八	五三四一五	四六〇一六	九六六三一	九六六三一	九六六三一	九六六三一
一一五二七	三四九二	九七六三	六九〇八	九七六三						七七八四〇	二二九〇四六	二五三三〇	三一九九二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二
七三五四	一八〇〇〇									五七八四〇	二二九〇四六	二五三三〇	三一九九二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二
五七八四〇	八八四四五	四一六二	五六九六一	二二七八四四						二二九〇四六	二二九〇四六	二五三三〇	三一九九二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二
二二九〇四六	七〇七八八	三三〇八二	二二七八四四	四四五四五						二二九〇四六	二二九〇四六	二五三三〇	三一九九二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二
二五三三〇	五三四一五	二七九四三	四四五四五	一六二五八						二五三三〇	二五三三〇	二五三三〇	二五三三〇	二五三三〇	二五三三〇	二五三三〇	二五三三〇
三一九九二	四六〇一六	一〇九八五	一六二五八	三七五〇二						三一九九二	三一九九二	三一九九二	三一九九二	三一九九二	三一九九二	三一九九二	三一九九二
六三六六二	九六六三一	四三九七八〇	三七五〇二	四三九七八〇						六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二	六三六六二

(静岡県統計書) (資六一五)

製材所数 大正一四年(一九二五)における田方郡の製材所数は二六個であつて、そのうち火力五、水力二で、火力によるものは最大三〇馬力、大多数は一〇馬力くらいである(資六一五)。
 注 氏名、位置などは(資六一八)を参照されたい。

(38) 木炭 (資六二〇一六三二)

幕府時代は、毎年年期製炭事業が継続して行われていたが、維新以後、政府は財政収入の充実に計るため、天城山官林の広大な広葉樹林を製炭資材に払下げ、各地で製炭が行われたように思われるが、数量等不詳である。資料にあらわれた製炭原木払下の例をかかげると、

主な製炭原木出願・許可例

明治年	官林伐採地	事	面積	本数	代価	出願者
一一	吉奈村棚場山	天城山官林の製炭事業一切を引き受く				通商会社(資六二〇)
一二	吉奈村棚場山	山役十萬俵につき上炭六〇〇俵下炭一六〇俵・在庫炭一五〇〇〇俵に対しては上炭六〇〇円下炭八〇円				吉奈村(資六二一) 三橋雄三郎(資六二三) 大見八カ村(資六二四)
一〇	菅引村入	艦材採取後の残材と附近雑木(向三カ年間)	五〇町	一五〇〇〇本	二〇	大見八カ村
一〇	字榎之木小屋	原木大さ 一尺一二尺廻り	九八町	二九一〇〇本	三〇	大見八カ村
一〇	同村字川ノ入		一四八町	四四一〇〇本	五〇	大見八カ村三口(資六二五)
一〇	同村同字					

明治年	官林伐採地	事	面積	本数	代価	出願者
九	大見口・仁科口 川津口・狩野口	原木大さ五寸一尺五寸廻り 伐跡地にヒノキ等五〇〇〇本 冥加植栽す	五〇〇〇〇	二〇〇	山附村湯ヶ島村等五カ村 (資六二六)	
一〇	字三階滝より 字くわんす迄	原木大さ四寸一尺二尺廻り	一九三町	七三、七〇〇	二六〇円	松崎村等二カ村 (資六二七)
一〇	吉奈村棚場山	ザツ・カシ 原木大さ五寸一尺三寸廻り	一八〇〇	二一八、四七五本	五〇〇 二〇銭	吉奈村城所郷止郎 (資六二九)

官行製炭一 天城山御料林には広葉樹林多きため、明治三五年官行製炭事業を企画したが、ついに実現するにいたらなかつた。(資六三二)

(39) その他の林産物 (資六三四一六五〇)
(1) 山葵

天城地方の山葵発生地である大見口方面(地藏堂村等八カ村)では、維新後も山葵栽培は継続され、明治一〇年(一八七七)より一五年まで官地を借用し、その面積六町七七一三歩、借地料七円一三銭であつた。ついで一五年(一八八二)より二〇年まで借地契約を続行し、その際、八カ村は新に官林天城山山葵沢規約書を作り、借地期間中は各村に分割された借地は、従来どおり各村自由に使用すること、山葵籠、一籠につき札料十銭づつ(借地料変更の場合には二銭一五銭を賦課する)組合八カ村に納入すること、山葵沢実測簿は各村支配人連署

の上、当番村で預ること、借地内に山葵の開拓適地を発見したときは当番村へ、借地外の場合は八カ村組合に申し出ることなどをきめている。また明治二三年(一八九〇)山葵沢所有者・小作人・山葵沢借地人・仲買人・山葵籠製造人をもつて大見山葵業組合を設立し、規則を設けて栽培法の改良・販路の拡張・山葵籠の大きさの統一、荷札をつけることなどを規制している。詳細は資六三四を参照されたい。(資六三四・六三五・六三八)。

棚場山の山葵栽培は維新後主として官林内で行われ、明治二年(一八六九)より六年まで、七年より一一年まで村より山葵税を納め、山葵沢は棚場山のうち小字「本蔓」に一カ所、小字「茂り」に二カ所、小字「土釜」に二カ所計五カ所あつて、吉奈村だけで山葵沢規則書をつくり、一籠につき札料一二銭五厘を徴集していた。規則は大見口方面のものと、ほぼ同様なので省略する。この規約は明治一八年(一八八五)まで続いた(資六三六)。

山葵沢の売買一明治五年(一八七二)土地永代売買の禁は解かれたが、八年戸倉野村、大見口筏場村での例を見ると、普通の売買でなく、維新前同様二〇年間ぐらゐの年期売渡しが行われている(資六三七)。

生産量一 明治後期より大正初期における静岡県の山葵量をあげると次のようである。このうち大部分は伊豆国の生産である(資六三九)。

山葵累年生産高(明治三七年より大正四年まで) 静岡県統計書

年度	收穫高貫	価格円	年度	收穫高貫	価格円
明治三七	一〇、二九五	二〇、五九〇	明治四一	一五、六九〇	二八、二四二
三八	一、二七六〇	二五、五二〇	四二	一六、一〇〇	二七、九八〇
三九	一、二八六五	二五、七三〇	四三	一六、五〇〇	三三、〇〇〇
四〇	一、五三〇〇	二七、五四〇	四四	一、一八七五	二、七五〇

年度	收穫高貫	価格円	年度	收穫高貫	価格円
大正元	一四三三五	二八六七〇	大正三	一三、七九五	一二〇、五八〇
二	一四〇三五	二五、九六五	四	一五、一八〇	一二九、八二〇

注 江戸時代の山葵は (1) 山葵参照 (2) 椎茸

棚場山方面の椎茸栽培は石渡一家によりて開拓されたと見てよい。すなわち門野原村石渡清助の創業であるがその時期は不詳である。

同家は明和二年(二七六五)には遠江国周智郡奥山・勝坂・相月・福沢の四村に栽培し、文化四年(一八〇七)には甲斐国都留郡西ヶ原に栽培した記録がある。

昔から父子数代あい伝えて斯業に従事し、明治二十一年(一八八八)地元門野原山に、二二年駿河国富士郡吉永村須津山に栽培地を開設して発展の基礎を作つた。二四年(一八九一)御料林で実行中であつた椎茸直営生産事業が廃止されると、その榎木五・六万本を一手に買収して膨脹し、二七年には栽培地は六カ所となり、生産高は自然乾燥二、五七五斤、火力乾燥二八五斤計三八六〇斤、価額一、四五九円五〇銭に及んだ。

棚場山方面の椎茸栽培は二四年御料林の榎木払下(前記)によつて躍進し、二九年(一八九六)私立椎茸製作伝習所建設に進展して軌道に乗つたといえる。その伝習所沿革によると、開設までの歩みにつき、明治二年(一八六九)榎木数万本(価額三五〇円)を購入し、従来の焼き法を木干法に改めて製法を一新し、五年(一八七二)営生産事業廃止にあたり榎木二五万本・諸器械・建物とも一、五〇〇円で払下をうけ、同時に榎木・用材など

五三、二五〇本をも買い受けて大拡張をなした。この払受人は石渡個人なるか、村なるか明記なく、御料局よりの払受け数量にも大差ありて、石渡家と判断することは困難であるが、椎茸に関する一切の資料並に二九年設立の私立椎茸伝習所の沿革書等すべて石渡所蔵のものであり、伝習所の設立者「私立」に記載なきも石渡なることは推定するに難くないが、疑問を残しておく。

二九年(一八九六)棚場山御料地内(借地)に私立椎茸製作伝習所を開設し、県に届出で、各県より生徒を募集し、伝習期間六カ月、無料にて毎期伝習生一〇一二五名を養成した。また、御料局よりは伝習用として榎木を二九년에四八二本、三一年に六七六本、三三年に九五七本、三五年に七一六本を払下けている。(資六四〇、六四一)

注 私立椎茸製作伝習所略規は資料六四一に掲載されている。

次いで大正四年(一九一五)田方郡椎茸同業組合が設立され、組合長は石渡秀雄で、定款は資料六四二に示されている。

注 江戸時代の椎茸は(2)椎茸参照

(イ) その他林産物

官林・御料林

(a) 明治六年(一八七三)官林二町五反を借地し、伊豆生産会社(資本金六万円)が設立され、七年よりテングサを原料として甘天を製造し、九年さらに敷地を二町五反追加し、政府より補助、金一万円を受けて事業を拡張した(資六四五)。

以上のほか特記すべき資料なく、大正五・六年(一九一六〜七)御料林野よりの特殊林産物生産量と、不完全ながら明治四二年(一九〇九)、大正六年(一九一七)同一三年(一九二四)の伊豆国林産物生産量とを参考に

XIII 道路

(40) 道路

(資六五二一六五五)

伊豆は中央に天城山塊が蟠居して、その北部は東海道に接し、早くより開けたけれども、南部は交通遅れ、産物は船によつて運ばれ、昭和初期においても一般の交通は南部、西部は海岸の定期航路船によるほかは、大仁・湯ヶ島より天城山を越えて下田に通づる下田街道と、下田・松崎間を結ぶ街道あるだけで、海岸に沿う松崎・土肥線、土肥、大仁線は予定線にはなつていてもその完成は前途遼遠の姿であつた。その他の通路には見るべきものもなく交通ははなはだ遅れていた。

明治以後資料に示された道路関係としては、明治三二年(一八八九)白田川に全長二五間の橋が架設されたことと、二四年(一八九一)稲取村の山間部入谷区に村道の開鑿されたことである。両者とも附近四カ村戸長田村又吉が交通の不便を憂い、寄附金を募集し、前者は三五〇円、後者は五〇〇円で、建設したものである。それより以前は白田川は飛石を渡りて交通し、後者は歩行も困難な悪い道であつた。この道は今では立派な舗装道路になつてゐる(資六五二)

松崎大仁街道―伊豆南部。西部の交通は前記のごとく遅れていたもので、大正一四年(一九二五)松崎町を起点とし、猫越峠を越えて田方郡に出で、田中村大仁に通ずる一三里五町の松崎大仁街道を県道に編入して開通するよう陳情してゐる。本街道は旧郡道で、当時県費補助道であつた。街道のうち七里三五町二〇間は既成線、三里三一町は御料地内準車道、未成線は僅か一里一一町であつた(資六五四)。

下田街道―湯カ島町下田町間約八里、江戸時代旧街道は開通していたが、これを改修し、路線を変更し、工費五九七九四円を予定し、計画中のところ、その路線中約四里二〇町御料林を通過するので、御料局は明治二六年(一八九三)一一、〇〇〇円を補助し、その後設計変更、物価騰貴を考慮して三七年(一九〇四)補助金五五一

七円を下賜して完成を見たのである。

注 (22) 道路参照。旧街道は新街道のごとく本谷を東に迂回して峠を越さず、本谷を南に進みて峠を越し、地獄谷を過ぎ惣太郎事業所附近にて新街道にいでたと伝えられる。

天城林道―天城林道は、下田街道より分岐して猫越・持越両流域御料林の利用を目的として設けられたもので、地元村で敷地を提供し、里道を改修し、大正一三年(一九二四)度より昭和二年まで四カ年を要し、総延長六七〇〇余間、工費一七六八〇〇餘円の工事であつた(資六五三)。

XV 造林

(41) 官林・御料林の造林 (資六五六一六六三)

(1) 官林時代 (明治二一年以前)

明治初期の造林については詳細不明なるも、明治一六年 (一八八三) の官設苗畑の本数を見ると、ケヤキを主とし、クスギ・サワラ・ヒノキが目につく程度でその他の樹種は少なく、同年官林植栽面積より見ても当時の造林樹種が窺われる (資六五八)。

官設苗畑の苗木数 (明治一四・一五年)

位	郡	村	字	樹種	数		量 (本)		
					一四年	一五年	一四年	一五年	
加茂郡大野村			滝沢	ケヤキ	一一二	一三八	五六五	〇二〇	
				ケヤキ	三三	三三	〇〇〇	〇〇〇	
				クスギ	二	二	〇〇〇	〇〇〇	
				小計	一八二	二〇八	五六五	〇二〇	
				池ノ平	ケヤキ	三	四	九二〇	八六五
				イチョウ	五〇〇	五〇〇	〇	〇	
				クス	六	六	〇〇〇	〇〇〇	
				カラマツ	四	四	〇〇〇	〇〇〇	
				ヒノキ	六	六	四〇〇	四〇〇	
				サワラ	三二	三二	七〇〇	七〇〇	

位	郡	村	字	樹種	数		量 (本)	
					一四年	一五年	一四年	一五年
加茂郡大野村			池ノ平	ミネバリ	一	一	九〇〇	〇
				ムクロジ	八〇	八〇	〇	〇
				クルミ	二〇〇	二〇〇	〇	〇
				コウヤマキ	四	四	〇〇〇	〇〇〇
				小計	五三	五三	七六〇	七〇五
				新田	一〇	一〇	〇〇〇	〇〇〇
				ヒノキ	七	七	〇〇〇	〇〇〇
				クス	一七	一七	〇〇〇	〇〇〇
				小計	二五	二五	三二五	三二五
				合計	二五	二五	三二五	三二五

官林がやや積極的に造林に着手したのは明治二〇年以後で、その以前は民間の篤志な山林家がめざめて、造林したにすぎない。富豪の大造林としては、遠江国天竜川の金原明善が明治二〇年 (一八八七) 以前よりすでに開始し、尾張国桑名郡諸戸清六は二六年 (一八九三) より、伊豫国別子銅山の住友家は二八年 (一九〇五) より造林に着手しているのを見ても当時の状況が想像される。

いま明治一六年 (一八八三) 静岡県山林事務所が行った植栽樹種・面積をかけた次のようである。樹種はケヤキ・マツが多く、ヒノキは僅少である (資六六〇)。

当時ケヤキは天然稚樹 (高さ五寸一尺) を集めて養成したもので、明治一〇年 (一八七七) ごろの養成費

(三〇万本)は次のようである。(資六五六)

官林植栽面積(明治一六年)

小計	郡		村		字		樹種	本数	植栽面積
	加茂	田方	河津口後場	下田町	佐ヶ野入	鵜島			
							檜	五、一〇〇	一町八〇〇〇
							檜	三〇〇	
							檜	一四、六〇〇	一八、六六二〇
							檜	二、〇〇〇	〇、七〇〇〇
							公孫樹	六〇	
							檜	一、〇〇〇	一三、三三一〇
							松	四、四二四	一六、六五〇六
							檜	一、七二	
							檜	五、三〇〇	
八二、〇六六									五、一五〇六

ケヤキ山苗(三〇万本)養成費

(明治一〇年)(資六五六)

種類	所要人夫数	単価	金額	摘要
苗木拾集費(三〇万本)	二、一四二人	二〇銭	四二、八五七	一人一日苗木一四〇本拾集、苗木高さ五寸一尺
苗木植付費	一、二〇〇	二〇	二四、〇〇〇	一人一日二五〇本植
畑借地料			二、一〇〇	面積四反歩、一カ年借地料
冬期保護育成費	八七	二〇	一、七四〇	
春・夏耕耘費	一三五	二〇	二、七三〇	
秋苗木植替費	二、〇〇〇	二〇	四〇、〇〇〇	
畑借地料			三六、〇〇〇	面積八反歩借地料
植替以後保育費	一五〇		三〇、〇〇〇	
計			一、二〇〇、二一七	

御礼杉一 官林時代は、造林発達せず、針葉樹のよい壮老令林は江戸時代の遺産を受けついで御礼杉・冥加植栽林が各地に残っていたくらいである。明治四年(一八七一)当時仁科口には次の村々に合計二、一四〇本の御礼杉が立っていた。ただし他の三口については不詳である。(資六五九)

仁科口内の村別御札杉本数 (明治四年現在)

村	本数	村	本数
江原	八五	官内	六五
吉田	五五	中野	一一五
大沢	七五	門伏	四〇
伏倉	一五〇	明久寺	五〇
桜田	一〇五	建久	四五
船田	七〇	峯輪	八五
池代	八五	南郷	一一五
計	一、一四〇		

(四) 御料林時代

金原造林 御料林初期における造林で特筆すべきものは、金原明善の造林である。金原はすでに静岡県磐田郡瀬尻御料林および自己所有林に造林を施行した先覚者であるが、明治二三年(一八九〇)より仁科口天城山御料林において向七カ年間、毎年一五〇町歩、経費一万円にて植林・手入および防火線の設定などを行行契約をなし、寺田彦八郎を事業担当者として二四年(一八九一)四月にはマツ・ヒノキ・クス五七町歩の植林、三町八反歩の苗畑の設定、一、五〇〇間の防火線、三七七八〇間の道路の開設をなし、翌年「七カ年契約造林事業」を寺田に譲り、二六年(一八九三)御料局は寺田との契約を解除して御料局の直営に移した。(資六六一)

献植 河津営林署保管の献植書類によると、明治二〇年代以降にスギの献植が見られる。これはおそらく江

献植地の位置・面積・献植者表

成功年	位		置	樹種	面積	献植者
	郡	村				
明治三三	加茂	城東	大字白田字天城山白田入	スギ	一六、〇七〇八	城所元七
二七	"	"	"	"	三〇、九三〇〇	"
二七	"	上河津	大字梨本字天城山荻野入	"	三四、五〇一八	黒田重兵衛
二七	"	城東	外二字小字青鈴外一	"	一五、〇〇〇〇	城所元七
二八	"	"	"片瀬字天城山岸瀬入	"	三九、七七一六	八代万太郎
二八	"	"	白田字天城山白田入	"	三一、四七〇八	落合金次郎
二八	"	上河津	川津筏場字天城山佐ヶ野入	"	二二、五〇〇〇	相馬清平

戸時代の御札杉・冥加植栽の風習によるものかも知れないが、やや異質のものであつて、ある広い区域をミツマタなど植栽の見込で借地し、一部づつスギを献植して届けて、検査をうけ、植栽成功の認証をえて返地する取扱である。献植延期願の許可書に添付しある願人の請書には「一、期間(延期の)満了ニ際シ尙献植ヲ終ラザルトキハ其地ニ対シ其後要スル一切ノ営林費ハ御指定ノ通上納可仕候、一、保証人は献植人ト同一ノ義務アルモノトス」(注 保証人は一名または二名)と記入されている。(資六六二)

注 献植地はその以前ミツマタなどの栽培を目的とした開墾希望地などで借地し、不成功のため返地する際、命令でスギを献植したものかも知れないが判明しない。なお、(35)(4)を参照されたい

つぎに河津営林署所蔵の「献植書類」より、献植が成功して返地した位置・面積・献植者を抄録すると次表のようである。

成功植年	位		樹種	面積	献植者
	郡	村			
明治二八	加茂	上河津	スギ	三七七二二	黒田孝造
二八	"	"	"	二、五五一九	"
二八	城東	川津後場字天城山佐ヶ野入	"	一、二一〇七	"
二八	"	白田字天城山白田入	"	一、三九八一八	城所元七
三一	上河津	梨本字天城山本谷入外ニ字	"	二、八五〇一七	黒田重兵衛
三〇	"	"字天城山本谷入外ニ小字青鈴外ニ	"	二、九四〇七	"
三〇	"	"	"	一、一九九一〇	"
二七	城東	梨本字天城山荻野入外ニ字	"	一、五二三二二	"
三〇	"	白田字天城山白田入	"	四、八四一一	"
二九	"	"	"	一、三、五一〇九	城所元七

大正初期の造林 大正五・六年(一九一六―一七)ごろは、国有林においては、国有林野特別経営事業による無立木の造林がまだ行われていた時代であつて、静岡県下の御料林では次のごとく毎年一、〇〇〇町歩に近い造林が行われていた。その他に資料なきゆゑ確かでない(資六六三)

御料林新植面積 (大正五・六年)

樹種	面積	
	五年	六年
スギ	三、四一、四	二、七三、七
ヒノキ	五、七九、二	五、七九、二
マツ	一、一九、一	一、二、五
カラマツ	八、五	一、四、〇
カシ	三、八	
合計	一、〇五二、〇	八、七九、四

(静岡県統計書)

(42) 私有林の造林 (資六六四―六七二)

御料林中期時代の私有林の新植面積統計は、広く文献を集輯すれば得られると思ふけれども、資料篇にある材料のみを次表にとりまとめ、大要をうかがい参考にするとどめた。(資六六八―六七二)

私有林植栽面積 (静岡県統計書)

年度	郡	面積	県		部落団体	学校	小計	公有	社寺有	私有	小計	計
			市	町								
明治	加茂	三、二七	一	一	六〇	一七	五、五八	一四	一	一、五五二	一、六九四	二、二五二
四二	田方	一、三〇、三	一	二、二八三	三一、九一	一、六〇、四	八、三、八一	三、二、六	一	二、〇一〇	二、三三、六	一、〇、七、一七

(静岡県統計書)

公私有林植栽面積（単位町歩）
（静岡県統計書）

年度	郡			種			計
	田方	賀茂	田方	針葉樹	広葉樹	竹林	
大正六	田方	賀茂	田方	一五四・六	一九七・一	〇・三	三五二・〇
同 一三	田方	賀茂	田方	三五九・二	三〇・五	四・八	三九四・五
昭和五	田方	賀茂	田方	一八八・二	五五・三	〇・八	二四三・五
	田方	賀茂	田方	二四三・〇	一〇九・九	三・五	三五三・七
	田方	賀茂	田方	一二三・五	四五九・八	三・五	五八六・八
	田方	賀茂	田方	一八七・二	二四二・一	一・五	四三〇・八

(イ) 田村造林

明治二〇年代のはじめ、金原明善が御料林に造林してさかんに活躍したのと対蹠的に、地味ではあるが、加茂郡稲取村の田村又吉の公有林につくした功蹟は特筆に値するものである。田村は稲取村外三カ村の戸長となり、稲取および隣村の勸業につとめ、稲取村は全国の模範村として推賞されるにいたつた。林業については、明治二三・四年二カ年間に稲取村の東北の丘に植付面積五〇町歩、マツ・スギ・ヒノキ八一万本、経費一、二〇〇円の造林を實行した。

これは村の基本財産にするを目的とし、あわせて魚附林と防風林を兼ねたものであつた（資六六四）。
（注 田村又吉伝記は資六六四に掲記されている。）

(ロ) 県有林（田方郡）

県有林というも県行造林地である。すなわち町村有地に静岡県が造林したもので、契約地および分収歩合は次表のごとく、明治三八年（一九〇五）中大見村大幡野より造林をはじめ、その後、年々造林面積を増加して大正三年（一九一四）までには表のごとく、契約面積一三六六町歩、植栽面積九七五町歩に達し、その後も継続の予定であつた（資六六五）。

田方郡県有林（大正三年現在）

造林地位置	面積 （契約）	土地所有者	分収歩合	植栽した面積
中大見	六七四町五六〇六	中大見村外二カ村内大字共有	七官三民	五〇二、五七二九
同	一〇六・四九〇九	中大見村冷川区	同	三〇八八一九
対島	二四四・四八一五	池・赤沢・八幡野各区	七・五官二、五民	一八二、〇〇一二
同	六六・五一一九	池区	七官三民	
戸田	二七四・一〇〇〇	戸田区	六・七官三・三民	一六〇〇二〇三
計	一、三六六・一五一九			九七五、四九〇三

（資六六五）

(ハ) 郡有林（田方郡）

田方郡は明治三七年（一九〇四）二月、田方郡基本林造成規程を制定し、三九年度より錦田町三ツ谷新田北方箱根山原野の一部二〇町歩に地上権を設定し、スギ・ヒノキを造林し、四五年（一九一二）まで年々継続して植

栽した。すなわち郡行造林である。

ついで大正二年（一九一三）中大見村大幡野にもスギ・ヒノキの植林を開始し、四年にはすでに四〇町歩に達し、引続き造林する予定であるばかりでなく、御即位大典記念として大正四年（一九一五）より向一〇カ年に一〇〇町歩の郡有林（郡行造林）を計画し、植栽地を物色中であつた。

この郡行造林は基本林として一五〇町歩を目的とし、明治三八年（一九〇五）より向一〇年間を第一期として約五〇町歩、その後の一〇年を第二期とし約一〇〇町歩を造林する予定であつた。

また、分収歩合は郡が六割五分、土地所有者が三割五分であつた。地上権の設定契約は五〇年、樹種は主としてスギ・ヒノキとし、伐採は四一年生より伐りはじめて五〇年生で終る。基本林造成に要した年々の経費は、明治三八年より四四年までは二〇〇一三〇〇円、大正元年より四年（一九一五）までは四〇〇一八〇〇円くらいであつた。大正五年以降一〇年の経費予算は六〇〇一七〇〇円と決定されていた（資六六五）。

注 田方郡基本林造成規程および経費の決算予算は資料六六五に掲載されている。

(二) 学校林（田方郡）

田方郡の学校林は、郡立農林学校の演習林三町〇四畝〇八歩と各町村小学校の記念林である。

演習林は函南村平井にあつて、明治三六年（一九〇三）静岡県山林協会が植栽し、三九年（一九〇六）同協会（会長金原明善）の寄附したもので、爾来その保育は生徒の実習で行つてゐる。各町村小学校の記念林は基本財産の造成と愛林思想の養成を目的とするもので、明治三七年（一九〇四）小学校植樹奨励規程を制定し、造林費の半額を県より補助することとした。この措置の記念造林であつて、時機に適し、あい次いで小学校林が植栽され、大正四年（一九一五）には二四カ町村に実現し、相当面積に達し、成果をおさめた。（資六六五）

小学校林、植林面積（大正四年）

(町)村名		面積	(町)村名		面積
三島(町)	六七六二四歩	上狩野	二〇〇〇〇歩	備考 小学校林のなき町村は 内浦・西浦・函南・葦山・下 狩野ノ五カ村である	
北上	一三九九〇〇	下大見	五〇〇〇〇		
錦田	二五〇〇〇	中大見	一九六八〇〇		
中郷	一二二五一八	上大見	一九〇五二七		
江間	一六四六〇〇	対島	一五一一三二八		
川西	一〇〇〇〇〇	小室	二九一一一三		
戸田	六九八二一一	伊東(町)	二二七〇〇〇		
土肥	八二〇〇〇七	宇佐美	三八七一六		
西豆	六〇〇二九	網代	一、五〇二八		
修善寺	二五〇〇〇	多賀	八五三一四		
田中	二二八九〇四	熱海(町)	五九九二五		
北狩野	三四四六一八	計	四六二、二七二一		
中狩野	三〇、〇〇〇〇				

(※) 町村・部落の造林

明治四三年(一九一〇) 静岡県は造林奨励補助金下附規程を定めて、市町村または町村組合の造林事業、その他国土保安関係の造林に対し、補助金を下附した。その結果、町村・部落団体にて造林するもの多く、大正四年(一九一五) 現在つぎの成果をあげている(次表参照) 植栽樹種は主としてスギ・ヒノキである。最後に明治末期における県内公私有林にある苗圃面積を参考のため掲げた(資六六五)。

部落有財産林面積(田方郡)

(大正四年現在)

村	字	面積	村	字	面積
北 上 函 南	佐野・徳倉・幸原	九〇〇〇〇	北 狩 野	牧之郷	四六〇〇〇
	仁田・大土肥・柏谷	八〇〇〇〇		柏久保	一、一〇〇〇〇
	畑毛・平井・丹那	二二〇〇〇〇		年川	〇、九〇〇〇〇
	平井	四〇〇〇〇〇		大野	一三、八〇〇〇〇
	軽井沢	二八〇〇〇〇		田野	一、二五〇〇〇
	桑原代	一六〇〇〇〇		浮橋	八、二〇〇〇〇
	大竹	六〇〇〇〇〇		下畑	二、八〇〇〇〇
	上沢	四〇〇四〇〇		本戸	一〇、〇〇〇〇〇
	日守	三、〇〇〇〇〇		小立	四、五〇〇〇〇
	大仁・吉田・神島	三、〇〇〇〇〇		小立	〇、五〇〇〇〇
田京	一七〇〇〇〇〇	加殿	五、三〇〇〇〇		
田中	三、〇〇〇〇〇	計	二一、一〇、四〇〇		

村	字	面積	村	字	面積
田 中	田京・御門・白山堂	一七、八〇〇〇	下 狩 野	田代	一、〇〇〇〇〇
	守木・泉光寺	四〇、〇〇〇〇〇		計	二一、一〇、四〇〇

田方郡町村基本財産林面積(大正四年現在)

苗圃面積(県内公私有林)

(大正四年現在)

(町) 村	面積
三島(町)	五、〇九〇〇二
戸田	三七〇〇〇〇〇
北狩野	二、二七一〇五
中狩野	三、八七三、一六
上狩野	二、二六〇〇五
中見	八、五三〇、一八
上見	五〇、一七五、一七
対島	四〇〇〇〇〇〇
賀島	一、五九三、〇〇七
計	八、七六五、〇〇一

年度	個所	苗畑坪数
明治四〇	五七	二、七三〇
四一	一〇一	一、五三〇
四二	三四六	八、五二五
四三	五五八	八、九五一
四四	五九六	一、四一六、九

(一) 寺有林施業要領

賀茂郡中川村門野宝蔵院は、山林三六町九一畝〇九歩を所有し、その施業・運営に關し施業要領を定め、大正一二年(一九二三)県の認可を申請している。
 施業要領は、防風林・風致林〇町三九一五歩を除き、三六町五一二四歩を施業地とし、施業計画を立てたもので、そのうち三〇町歩以上は明治一七・八年植栽の人工林である(資六六七)。

XV 狩 獵

(43) 狩 獵 (資六七三一六七五)

天城山御獵場 宮内省御獵場は、明治三五年(一九〇二)三月天城山御料林内に設定され、次表のように七区に分れていた。

天城御獵場区域 (明治三九年未現在)

番号	郡	村	天城御獵場
一区	田方	上狩野村の内	棚場山・編入民地御獵場
二区	"	同上	持越川入・猫越川入・本谷川・長野入
三区	"	同上	筏場入・地藏堂入・菅引入
四区	賀茂	東村の内	奈良本入・片瀬入・自田入
五区	"	上河津村の内	佐賀野入・貞原入・本谷入・荻野入・大池代入
六区	"	中川村の内	
七区	"	仁科村の内	白川入・本谷入・三階滝入

大正一四年(一九二五)一二月御獵場は廃止され、翌一五年一〇月狩獵法第一四条により天城国営獵区に指定された。明治三六年(一九〇三)より大正一三年まで二二カ年間の獵獲量は猪一四八頭・鹿五三頭であった。

注 宮内省の獵場(鴨池)は、明治初年植物御苑に、一五年日光ニ、二四年岩瀬に、三二年(一八九九)愛鷹山の各御料地に設けられ、三五年に天城・三方・七宗・段戸・赤坂山の各御料地に設けられた(資六七三一六七五)

XVI 租 税
(44) 租 税

(1) 林野租税

秣山料 江戸時代は、天領。大名領とも伊豆においては、一・二の例外を除き、御林の保護を山附村々に委託した関係上、下草・小柴の採取は無料で許可していたが(27)林野租税参照) 明治に入りては下草に対し秣山料(秣永ともいう)を徴収した。

明治元年田中山御林の下草永は面積広大なるため永八貫三〇文であつて、これについての往復文が資料六七七に見られ、また明治九年(一八七六)における大見口方面の山附村との秣山料(一カ年分)は次のようであつた

村 名	官林秣山料
賀茂郡上白岩	二銭〇厘
" 下白岩外六	一〇・〇
梅 城 木	二・〇
冷 川	一・二
城 東	六・八
菅 引	二五・〇
筏 場	二八・四
外七カ村	一四八・五

官林秣山料 (明治九年)

硫黄採取冥加 天城山火ヶ原官林内における流黄採取は維新前より継続され、明治五年(一八七二)より一〇年まで六カ年間の事業継続のときは江戸時代同様の契約で冥加も同額であつた。

(2) 分 一

江戸時代における分一銭による租税徴収については、(28)の項に述べたごとく、後期には紊乱してきたが、明治五年(一八七二)分一銭は、村役人・長百姓協議の上請負制度を採用し、入札により請負はしめている。

その時の規則によると、(一)マツ・スギ・ヒノキ等針葉樹は山分一とし、金百円につき金五円、その他は港・浦の移出(出物)価格を基とし、出物分はカシ・ナラの薪は一束につき銭一文五歩、雑木の薪は銭一文、炭は一俵につき銭六文とした。ところが翌六年一月より出物分一は廃止されたけれども、山より出る材木・板・薪・炭などは港・浦の出物とは異なるため適用されず、従来どおり徴収することとなつた。(資六八一)

あとがき

書き終つてみると、ばらばらの資料が纏まつておらない。素人で史的観察のとほしいことに、よることもちろんであるが、一面資料の要点を織りこみすぎたために生じた混乱であると思う。それにしても、はなはだ不手際なできばえである。なお推敲不足にして原文の誤解もあることであろう。どうか労をいとわず誤謬を指摘して報告され、将来本稿を完成されるよう願うてやまない。

参考文献

- 一、経済史研究篇
- 二、林野庁編
- 三、徳川宗敬 著
- 四、日本学士院編
- 五、鳥羽正雄 著
- 六、同 著
- 七、和歌森太郎 著
- 八、同 著
- 九、皇室林野局
- 一〇、林野庁編
- 一一、和田国次郎 著
- 一二、日本林業技術協会編

- 日本経済史辞典
- 徳川時代に於ける林野制度の概要
- 江戸時代に於ける造林技術の史的研究
- 明治前日本林業技術発達史
- 森林と文化
- 日本林業史
- 日本史年表
- 新稿日本史
- 皇室林野局五〇年史
- 日本林業発達史 上巻
- 明治大正御料事業誌
- 先人伝

略号

- 文一
- 文二
- 文三
- 文四
- 文五
- 文六
- 文七
- 文八
- 文九
- 文一〇
- 文一一
- 文一二

語解

A	上り田地	百姓が逃亡・遺棄した田地
	相連	仲間同志
	宛米	小作米
	跡式	相続財産
	頭振	水呑に同じ
B	分一	商業・林業・漁業に対し売上金・収穫高の何分の一を徴収する雑税の一種
	分間野帳	測量野帳で方向を子丑寅……距離を間で示したもの
	分棟	ブナ・楠に同じ
	分郷	一村が分れて、その領主が違うもの
C	地損	木材搬出のため田地を損傷するので課せられる税
	逐電	逃亡者
	地子	市街地の宅地に課する税
D	出作	出小作の意、本村より他村に出て小作している者
E	永	永楽銭(本文(1)(ロ)参照)
	永興起返	永く荒れている土地を開墾する意
F	夫役	公事のため、人民を強制的に使うこと
	普請役	勘定奉行の下役、また村民が村の普請のために出役することという。
	分附	水呑に同じ

吟味役 御三家 御家門 御料所 御朱印地 御制木 郷蔵 御城米 百姓山 筆頭 判頭 本百姓 入作 市日 除地 地役人 加助郷 勸進

勘定奉行の下役、主として勘定方の調べたものを監査したり刑事的事件を扱う人
紀伊・尾張・水戸の譜代大名
鳥取・福井・松江・松山等格式の高い譜代大名
天領に同じ
社寺有地で免租地
丸樹種の禁伐木で周囲三尺以上のもの
年貢米を入れる村の蔵
幕府に納める米
百姓箇人の所有林
五人組頭と同意味にも用う
五人組頭と同意味にも用う
作職（耕作権）を持つ百姓
イリヒと読む。地下の排水設備
入小作の意。他村より本村に来てゐる小作人
市場の立つ日
御朱印地・見捨地を除いた無税地
村に定着してゐる役人、鉾山米庫などの仕事を兼務する
助郷を助けるため追加された助郷村
寄附

書役 加判 闕所者 欠落 木品 国司 小物成 小物 高札 口留 公事 口永 口米 川除 草分 増助郷 水帳 元締 村持山

公文書を書く人、事務見習中の手代の嗣子
手附・手代の次席
刑罰で田畑屋敷・家財の全部或は一部を没収された者
カケオチと読む。失踪者のこと
樹種
律令制による地方行政を司る官吏
本税以外の雑税の総称
禁伐されている丸樹種の周囲一―三尺のもの
制札
街道の番所
訴訟
田租の附加税（永）
田租の附加税（米）
堤防を高く河底を浚渫すること
水呑に同じ
加助郷に同じ
検地帳の意
手附・手代の主席をいふ
現在の公有林野の性質を帯びた山林で地元村落の共同収益を目的としておる場合が多い

N O R S

村役 眞加 水呑 成箇 苗木 野扶持 御立山 御館山 往還 隱田 頼納 六尺給米 流寄物 撰家 仙洞御料 四壁の林 荘官 荘司 宿入用米

村への課役・道路・橋などの修理のとき、村に課せられる人夫・材料などをいう。
 雑税（営業税・臨時税）の一種で税率不定のもの
 作職（耕作権）を持たぬ百姓
 年貢に同じ
 禁伐されている丸樹種の周囲一尺以下のもの
 山野の勤務手当
 御林
 御林
 街道
 匿した田地。「カクシダ」とも読む
 準売買、年限を限りて売買する
 宿駅における籠かき人足に給する米
 漂流物
 撰政関白になる家柄、近衛・九条・一条・二条・鷹司をいう
 上皇・法皇の御料地
 家屋林の意
 荘園に務める荘務を掌る人
 荘官にほぼ同じ
 伝馬宿入用米に同じ

T V Y

惣百姓 私領 他行帳 溜井 伝馬宿入用 手代 定杭 手附 津留 手鎖 浮役 運上 山役 山手役

本百姓と水呑百姓を合わせた意
 天領に対し大名の領地をいう
 他国に行つた人の名を書いた帳簿
 湧水などを溜める所
 宿駅の費用に当てる為徴収する給米等
 代官の下役 本文(8)口参照
 境界標
 代官の下役 本文(8)口参照
 港湾の番所
 手錠の意
 臨時の雑税で分一・運上の類
 ヌヅリハ
 税率の定めてある雑税（営業税）の一種
 秣を刈り取るため収める税
 薪・材木を伐採した時収める税